

兵高教組

**調査情報**

2020年2月22日 28号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745

FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>mail : [honbu@hyogo-kokyoso.com](mailto:honbu@hyogo-kokyoso.com)**臨時的任用職員の「空白の一日」は廃止されています！**

2018年11月、兵庫県教育委員会は、高教組、高従組、兵庫教組との交渉において、2019年度より臨時的任用職員の「空白の一日」を廃止すると回答し、次の3月31日は通常の「勤務日」となります。

廃止によって、夏季一時金の期末手当部分の20%減額が解消されるなど、「空白の一日」で生じていた不利益はすべて解消されることとなります。

**「空白の一日」廃止の利点**

兵庫高教組は「空白の一日」による臨時教職員への不利益解消に取り組み、2017年度までに「年度を超えた年休の繰り越し」と「社会保険の継続」が可能となるよう改善させてきました。

そして、2018年度には「空白の一日」そのものを廃止させて、以下の事柄を獲得しました。

1. 2019年12月1日以前からの臨時的任用者の一時金  
→ 2020年夏季一時金からは満額支給
2. 2019年4月1日以降の臨時的任用者の退職金  
→ 退職時まで通算で計算され支給

**2020年度の夏季一時金から不利益は解消**

2018年度まで、12月1日以前から年度をこえて臨時で任用されていた方の多くは、3月31日の一日が「空白」とされていました。そのため、4月1日からも続けて任用されていても夏季一時金の期末手当部分が20%減額されていましたが、これが解消されて100%の支給となります。

**2019年4月1日以降の任用者の退職金は退職時まで通算されて支給**

2018年度までは、常勤講師の方は3月30日で一度退職となり、4月1日以降に任用される場合でも、退職金が一旦支給されていました。

「空白の一日」廃止で任用は継続され、勤続年数が通算されるので退職金の支給率が上がります。正規採用となる、臨時的任用を継続する、いずれの場合でも退職時まで通算で計算され支給されます。

また、これまで1年未満とされ、退職金が支給されなかった臨時の技能労務職・行政職にも退職金が支給されるようになります。

**2020年4月1日以降の臨時的任用者の保険  
→ 任用時から共済組合へ加入**

これまでは、臨時的任用者は、連続して13月目（一年経過後）から、公立学校共済組合員となり、医療給付などの短期給付事業や人間ドック、資金等の貸付事業など、福利厚生制度を正規職員と同等に利用できるようになりました。

しかし、2020年4月よりは、制度の改正により任用時から共済組合へ加入となります。すでに臨時的任用職員の方々は、以下を注意してください。

これまでの厚生年金の引き去り→翌月引き落とし  
新たな共済組合の引き去り→同月引き落とし  
**※2020年4月は、3月の厚生年金と4月の共済組合と両方が賃金より引き落とされます。**

**「空白の一日」廃止は兵庫高教組運動の成果**

2010年、兵庫高教組は、全国に先駆けて、総務省との懇談で「空白期間をおく必要はない」との回答を得ていました。同省は、2014年に通知で、2015年は国会での大臣答弁で「必要ない」、2017年「是正」、2018年「取組むこと」としてきました。これらの回答等は、兵庫高教組が全国の仲間とともに勝ち取ってきた成果です。

**臨時的任用者の待遇改善での残課題****「同一労働同一賃金」の原則に反する**

「空白の一日」廃止後も課題は残っています。例えば、給料表が教諭は2級、臨時講師は1級と違いがあります。これは「同一労働同一賃金」の原則に反しており、看過できません。私たち高教組は、この課題解消のため、これからも運動を続けていきます。

**「同一労働・同一賃金」実現のため高教組に入って共に頑張りませんか**